

令和2年高島市教育委員会
第2回定例会議事日程

日 時 令和2年2月17日(月)
午後1時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和2年第1回定例会会議録の承認

3. 議事録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

日程第1 議第1号 高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

日程第2 議第2号 令和2年度高島市一般会計予算案に対する意見の申出について

5. 報告事項

報告第2号 高島市部活動の指導について

6. 今後の日程

令和2年第2回定例会座席表

| | | | | |
|----------------|---------------|--------------|---------------|----------------|
| 教育委員 川原林 正英 | 教育委員 小多 偕裕 | 教育長 上原 重治 | 教育委員 三矢 艶子 | 教育委員 田邊 栄美子 |
|----------------|---------------|--------------|---------------|----------------|

| | | | | |
|------------------|----------------------|----|----------------------------|-----------------|
| 教育指導部長 川島 浩之 | 高島市役所新館 2階 教育委員会室 | | | 教育総務部長 北村 英明 |
| 学校教育課長 村田 秀俊 | 教育長 | 1 | 教育総務部次長 社会教育課長 川原林 剛 | |
| 学事施設課長 辻 信孝 | 教育委員 | 4 | 教育総務課長 大塚 寿彦 | |
| 学校給食課長 長瀬 千恵美 | 説明員 | 10 | 文化財課長 松田 邦幸 | |
| | 事務局 | 2 | | |
| | 合計 | 17 | | |

| | | | | | |
|-----------------------|----------------------|--|--|---------------|-----------------------|
| 教育総務課 主事 阿慈知 美佳 | 教育総務課 参事 上原 真哉 | | | 図書館長 玉木 健史 | 市民スポーツ 課長 角野 和善 |
|-----------------------|----------------------|--|--|---------------|-----------------------|

事務局

| |
|--------|
| 入 口 |
|--------|

| |
|-----|
| 傍聴席 |
|-----|

報告第2号

高島市部活動の指導について

高島市の運動部および文化部の部活動全体にかかる方針として「高島市部活動の指導について」を策定したので報告する。

令和2年2月17日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

高島市
部活動の指導について

高島市教育委員会

令和2年4月

目次

- 1 「高島市部活動の指導について」策定の趣旨・ 1
- 2 部活動の在り方についての方針・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 部活動の意義
 - (2) 適切な運営のための体制整備
- 3 部活動の適切な運営と管理・・・・・・・・・・ 3～4
 - (1) 活動時間・休養日の設定について
 - (2) 校外活動（合宿・遠征等）について
 - (3) 活動経費について
 - (4) 保護者および地域との連携について
 - (5) 安全管理と事故防止について
- 4 部活動の指導について・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 効果的な活動について
 - (2) 体罰の防止について
 - (3) 部活動外部指導者について

Ⅰ 「高島市部活動の指導について」策定の趣旨

学校教育の一環として行われる部活動は、体力や技能の向上以外にも、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が大きい活動です。

平成30年3月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、都道府県および市町村教育委員会等の学校設置者が定める方針の基準を示しました。また、国のガイドラインに則り、滋賀県教育委員会は、運動部および文化部を対象にした部活動の方針として、「部活動の指導について」を策定しました。

今回、滋賀県教育委員会が策定した「部活動の指導について」を踏まえ、高島市の運動部および文化部の部活動全体に係る方針として「高島市部活動の指導について」を策定しました。

本方針に基づき、学校の教職員の共通理解のもと、家庭や地域等の理解や協力を得ながら部活動の適正な運営を行い、効果的な部活動を推進する取組を進めていきます。

2 部活動の在り方についての方針

(1) 部活動の意義

部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が、教員等の指導のもと自主的・自発的に行うものであり、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒が目標に向かって協力し合うことで友情を深め、好ましい人間関係の構築を図ることや、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

さらに、体力の向上や健康の増進を図り、生涯にわたりスポーツや文化、科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

(2) 適切な運営のための体制整備

- ①学校長は、高島市教育委員会が制定した「高島市部活動の指導について」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。策定にあたっては、休養日および活動時間を設定し明記する。
- ②学校長は、学校の部活動が参加する大会・試合・コンクール等（以下、「大会等」とする。）を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないように配慮を行い、参加する大会等を精査するように努める。
- ③部活動顧問は、年間の活動計画ならびに毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、学校長に提出する。
- ④部活動顧問は、部の活動方針、活動日や休養日、活動時間や参加する大会等を明確にした活動計画を生徒や保護者等に周知し、部活動の運営について理解と協力を得る。

3 部活動の適切な運営と管理

(1) 活動時間・休養日の設定について

①活動時間の設定について

- ・平日は概ね2時間以内、土・日曜日（以下「週休日」とする。）および学校の休業日は概ね3時間以内とする。

②休養日の設定について

- ・週2回（平日1日と週休日1日）以上を休養日とする。
- ・定期テストの1週間前および学校閉庁日は休養日とする。
- ・大会や練習試合の日程の関係で、予定をしていた休養日に活動をする場合はその前後2週の期間内に休養日を設定する。

③朝練習の設定について

- ・朝練習は原則行わない。

(2) 校外活動（合宿・遠征等）について

- ・期日等は学校の年間計画等を踏まえた上で設定する。また、事前に活動内容や活動時間等を計画し、過重な内容は避ける。
- ・校長に許可を得たうえで、校外行事届を学校教育課に提出する。
- ・健康管理に配慮するとともに、緊急事態に備え、学校や保護者、病院等への連絡手順や連絡方法を確認しておく。
- ・緊急等やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させない。

(3) 活動経費について

- ・部費を徴収する場合には、適正に管理するとともに、保護者等に過度な負担をかけないようにする。

(4) 保護者および地域との連携について

- ・保護者へ活動計画、活動報告等の連絡を適宜行う。
- ・地域の行事等へ参加するなど、地域との連携を図る。
※連携を図る方法としては、部だよりの発行、部参観の実施、保護者会の開催、地域活動へのボランティア等が考えられる。

(5) 安全管理と事故防止について

①生徒の健康管理について

- ・家庭（保護者）、学級担任、養護教諭、部活動顧問等との情報交換を行うなど、連携を密に行う。

②生徒への安全指導について

- ・生徒自らが危険を回避できるよう、安全に関する知識や技能を身に付けさせる指導を行う。
- ・生徒に自分の技能段階を理解させ、技能に応じた活動を行わせる。

③下校時刻について

- ・気象状況や日没時刻、通学路の交通事情等を考慮した上で適切な活動・下校時刻を設定する。

④施設・用具の管理について

- ・活動の前後において、活動場所の整備や用具の管理とともに、施設の火気、戸締まり、消灯の点検を必ず行う。

⑤自然現象に関する安全管理について

- ・部活動の実施については、天候に十分留意する。

熱中症対策

環境省「熱中症予防情報サイト」の暑さ指数（WBGT）を参考に、活動時間の短縮や活動場所の変更など柔軟に対応する。なお、暑さ指数が31℃以上の時は、運動は原則禁止とする。

※中体連の大会については、各専門部の判断に委ねるものとする。

台風・風水害

台風等の影響で、高島市に警報（暴風、大雨、洪水、特別警報）が発表されている時は、活動を行わない。

※中体連の大会については、各専門部の判断に委ねるものとする。

⑥緊急時の対応について

- ・生徒の怪我や事故に対し、迅速かつ適切な対応へとつなげるために、緊急時の連絡体制等を構築しておく。

4 部活動の指導について

(1) 効果的な活動について

- ・目標や課題を意識し、施設や用具、活動時間等を考慮しながら効率的、効果的な活動計画を作成する。
- ・効果を得るために休養を適切に取る必要があること、過度の活動が障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことが大切である。そのためには、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導に努める。

(2) 体罰の防止について

- ・体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失望させるものであり、決して許されるものではない。
- ・学校教育の一環として行われる活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されている。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されるものではない。
- ・校長、顧問その他学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるという認識をもち、体罰を行わないようにするための取組を行う。

(3) 部活動外部指導者について

- ・部活動顧問の負担軽減や専門性を生かした部活動指導の充実を図るため、部活動外部指導者の活用を積極的に進める。